

5 保留地を購入いただいた方の手続きと費用について

■ 換地処分（令和4年3月18日）



■ 久喜市名義で登記（久喜市が行います）

区画整理地内の土地・建物の登記簿の書き換え完了後
（令和4年7月から8月頃）



■ 所有権移転登記

（久喜市名義から保留地購入者に所有権の変更を行う手続きです。所有権移転手続きに必要な書類が用意でき次第、久喜市が行います。）

令和4年8月から9月頃に「保留地の所有権移転手続きの通知」をお送りします。

所有権移転手続きに必要な書類（皆さまに用意していただきます）

- 登録免許税払込書の領収書（郵便局、埼玉りそな銀行栗橋支店、川口信用金庫栗橋支店等（日本銀行歳入代理店）又は税務署で登録免許税を納入すると交付されます）

※登録免許税は、固定資産評価証明書に記載されている不動産評価額の1.5%に相当する額です。

- 固定資産評価証明書及び住民票



■ 完了

移転登記が完了後、法務局から登記識別情報通知が発行されます。

発行された登記識別情報通知は市から購入者へお渡しします。

金融機関から市へ登記識別情報通知の代理受領の申出がある場合は、市から金融機関へお渡しします。

《登記識別情報とは》

現在、紙の権利証の代わりに使われているものは、数字とその他符号を組み合わせた12文字である登記識別情報です。登記を申請する時に、この12文字の符号を提示することと、本人の証明書（電子署名か、従来の印鑑証明書）を添えることが不動産の所有者である証拠となります。